

京 都 大 学 受 託 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 受託研究に要する経費で取得した設備等は、返還しないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 前項第3号及び第6号の条件は、委託者が国の機関、独立行政法人、国立大学法人若しくは公庫、<u>公団等の政府関係機関又は地方公共団体</u>であるときは、これを付さないことができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を<u>通知するものとする。</u></p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 <u>総長は、前条の通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約を締結しなければならない。</u></p> <p>2 総長は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に<u>通知するものとする。</u></p> <p>(研究経費)</p> <p>第9条 委託者は、<u>謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品等</u>の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、<u>直接経費を負担するものとする。</u></p> <p>(1) 委託者が<u>国</u>（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下この項において同じ。）<u>、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体</u>であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できない場合で、総長がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合で、総長がやむ</p>	<p>(受入れの条件)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 受託研究に要する経費で取得した設備等は、<u>委託者に返還しないこと。</u></p> <p>(4)～(6) (同 左)</p> <p>2 前項第2号、<u>第3号</u>及び第6号の条件は、委託者が国の機関、独立行政法人、国立大学法人、<u>地方公共団体その他公法人</u>であるときは、これを付さないことができる。</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を<u>通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、国際交流推進機構、情報環境機構及び産官学連携本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</u></p> <p>(契約の締結)</p> <p>第8条 <u>総長は、受託研究契約の締結に関する事務を事務部の長に委任する。</u></p> <p>2 <u>事務部の長は、前条の報告を受けたときは、前項の規定に基づき、速やかに委託者と受託研究契約を締結するものとする。</u></p> <p>3 <u>事務部の長は、受託研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に報告するものとする。</u></p> <p>(研究経費)</p> <p>第9条 委託者は、<u>人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等</u>の当該受託研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該受託研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、<u>間接経費を軽減することができる。</u></p> <p>(1) 委託者が<u>国の機関</u>（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下この項において同じ。）<u>、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体その他公法人</u>であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できない<u>等</u>の場合で、総長がやむを得ないと認める場合</p> <p>(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない<u>等</u>の場合で、総長が</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を得ないと認める場合</p> <p>2 前項により委託者の負担する額を算出する場合、 間接経費は直接経費の30パーセントに相当する額 を標準とする。 (研究の中止等)</p> <p>第10条 部局の長は、やむを得ない理由があると認 める場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を 決定することができる。</p> <p>2 研究担当者は、受託研究の中止又は研究期間の延 長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の 長に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により受託研究の中止 又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総 長及び委託者に<u>通知するものとする。</u></p> <p>(研究の完了報告)</p> <p>第11条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、 その旨を部局の長に報告するものとする。</p> <p>2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、<u>総長に その旨を通知するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(研究結果の公表)</p> <p>第12条 受託研究に関する結果は、研究担当者の名 において、これを公表することができる。</p> <p>2 前項の公表の時期・方法について、<u>必要がある場 合は、部局の長は、研究担当者の意見を聴いて、委 託者と協議して定めるものとする。</u> (後 略)</p>	<p>やむを得ないと認める場合</p> <p>2 } (研究の中止等)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 部局の長は、第1項の規定により受託研究の中止 又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を総 長及び委託者に<u>通知し、及び事務部の長に報告する ものとする。</u></p> <p>4 <u>事務部の長は、前項の報告を受けたときは、第8 条第1項の規定に基づき、当該受託研究の中止又は 研究期間の延長に係る必要な契約変更を行うととも に、その旨を部局の長に報告するものとする。</u></p> <p>(研究の完了報告)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、<u>その旨 を総長に通知するものとする。</u></p> <p>3 } (研究結果の公表)</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>2 研究担当者は、前項の公表の時期・方法について、 委託者と協議して定めるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年10月1日から施行する。</p>